

## 福山市条件付一般競争入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する建設工事の条件付一般競争入札（以下「一般競争入札（ダイレクト型）」という。）の事務に関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 一般競争入札（ダイレクト型）の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、入札に付するすべての建設工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第3条 対象工事の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、各号に規定する要件を定めないのである。

- (1) 対象工事に係る業種について、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第1号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 入札参加資格の認定に係る格付の等級が、対象工事の請負設計金額の区分に応じ、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会運営要綱（昭和62年7月1日施行 以下「運営要綱」という。）第8条第1項に定めるものである者又は対象工事の業種に係る経営事項審査の総合評点が指定した数値である者（別記1の「上位等級から入札参加できる者」の要件を満たす場合は、運営要綱第8条第1項の発注の標準となる工事の請負設計金額に対応する等級の上位等級の者を含む。）
- (3) 土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事（グラウト工事など特殊なものを除く。）のうち、対象工事の請負設計金額が1,000万円未満である場合は別記2に定める地域内に、対象工事の請負設計金額が1,000万円以上3,500万円未満である場合は別記3に定める地域内に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に定める主たる営業所をいう。以下同じ。）を有する者
- (4) 対象工事の業種に係る年間平均完成工事高（入札参加資格申請時に提出した法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等に記載されているものとする。以下同じ。）が対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上である者。ただし、大規模工事や特殊工事等で、過去の施工実績や講習受講実績等を求める場合は、入札参

加資格要件として年間平均完成工事高を定めないことができる。

(5) 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者

(6) 請負設計金額に応じ、次に定める者

ア 請負設計金額が1億5千万円以上である場合は、対象工事と同種・同規模の工事（原則として当該対象工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請けとしての施工実績（原則として直近10年以内の実績とし、工事の内容により、最大で直近15年以内の実績とすることができる。なお、共同企業体の構成員としての実績の場合にあっては、原則として出資比率が20%以上の実績とする。）を有する者。ただし、工事の種類又は性質等によっては、入札参加資格要件として施工実績を定めないことができる。

イ 請負設計金額が1億5千万円未満である場合は、対象工事の内容に応じ、市長が必要と認めるときに、別に定める施工実績を有する者

(7) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者。ただし、対象工事の内容に応じ、法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者とするすることができる。

(8) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店を福山市内に有する者。ただし、特に必要があると認める場合は、本店又は支店等を広島県内に有する者とするすることができる。

(9) 対象工事に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者。なお、請負設計金額が1億5千万円以上であるときは、対象工事に必要な監理技術者の資格及び経験（原則として直近10年以内の経験とし、工事の内容により、最大で直近15年以内の実績とすることができる。）を有する者を専任で配置できる者とする。ただし、工事の種類又は性質等によっては、入札参加資格要件として経験を定めないことができる。

(10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者

(11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者

(12) 福山市建設工事成績評定活用要領（平成18年4月1日施行）第2条（1）に基づく入札参加制限を受けていない者

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象工事ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

2 共同企業体に工事を発注する場合は、次のとおりとする。

(1) 代表構成員においては前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(2) その他の構成員においては前項各号（第3号、第4号、第6号及び第9号を除く。）に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(入札参加資格要件の決定等)

第4条 契約担当課長は、対象工事を発注する工事主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案を作成し、あらかじめ別に定める福山市建設工事等入札参加者審査会(以下「審査会」という。)に諮るものとする。

2 当該工事の入札参加資格要件は、審査会の議を経て、福山市事務決裁規程(昭和41年訓令第2号)に定める決裁権者(以下「決裁権者」という。)が決定する。ただし、請負設計金額が3千5百万円未満であるときは、審査会の議を経ないで決定することができる。

(公告)

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象工事の概要、入札の手続き及び技術資料の記載方法等について定め、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

(電子入札システムの使用)

第6条 一般競争入札(ダイレクト型)は、原則として、福山市電子入札実施要領(平成17年4月1日施行 以下「要領」という。)に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札手続)

第7条 入札に参加しようとする者は、対象工事の公告に定める期限までに、入札書を提出しなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、入札書の提出に併せ、当該工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

3 入札に参加した者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換えし、引換えし、又は撤回することができない。

(開札処理)

第8条 契約担当課長は、入札後、要領に基づき、電子入札システムを使用して入札書又は工事費内訳書を一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札開札手続ができないときは、要領に基づき適切な処置をとるものとする。

2 契約担当課長は、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、第一順位の者を落札候補者として選定するものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第9条 市長は、前条の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、電子入札システムの資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

(1) 資格要件確認書類提出書

(2) 施工実績調書

- (3) 技術者の資格・工事経験調書
- (4) 入札参加申請時に提出した経営事項審査の総合評定値通知書又は、審査基準日がこれより後である経営事項審査総合評定値通知書等の写し
- (5) その他別に指定する書類

2 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第10条 契約担当課長は、入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を、開札執行時間の順序により行うものとする。

2 審査は、入札書、工事費内訳書及び第9条に定める書類により行うものとする。

3 契約担当課長は、落札候補者の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者とし、電子入札システムの落札決定通知書により、落札決定した旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、入札参加資格を有していないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、第9条に規定する書類を資格要件確認書類提出依頼書により求め、審査を行い、落札者が決定するまで審査を行うものとする。

5 第3項及び前項の規定にかかわらず、契約担当課長は、請負設計金額が1億5千万円以上である場合及び0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が決定した額を全者が下回った場合は、審査会の議を経て、落札決定を行うものとする。

(特定共同企業体に発注する場合の取扱い)

第11条 市長は、特定共同企業体に工事を発注する場合において、公告に定める入札参加資格要件を有する者から第3条第1号及び第2号に該当する者の状況を求められた場合は、該当業者一覧表を閲覧に供する。

2 その他、特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか本市共同企業体取扱要綱等の定めによる。

(無効入札)

第12条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

(1) 第9条の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合

(2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合

(3) 審査において第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 第9条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(5) その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

2 市長は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(設計図書等の販売等)

第13条 対象工事の設計図書等は、公告に定める期間、指定複写先における設計図書等の書面等の販売又はその他の方法により確認の用に供する。

2 前項の設計図書等の販売は、有償とし、その費用は、入札参加希望者の負担とする。  
(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

2 福山市条件付一般競争入札試行要綱(平成6年2月21日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年(平成22年)3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

別記1

要綱第3条第1項第2号の「上位等級から入札参加できる者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 災害等の緊急時、本市の指示により対応可能な者が仮復旧工事を行い、後日当該工事施行場所において本格的に復旧工事を行う場合で当該仮復旧工事を行った者
- 2 工事施行場所と同一の当該小学校区等に本店を有する者。なお、この場合の小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第12号）に定める小学校等の通学区域をいい、次の表に示すものとする。

| 小学校等名 |
|-------|
| 東     |
| 西     |
| 南     |
| 霞     |
| 川口    |
| 手城    |
| 深津    |
| 樹徳    |
| 泉     |
| 旭     |
| 光     |
| 引野    |
| 蔵王    |
| 千田    |
| 御幸    |
| 津之郷   |
| 赤坂    |
| 瀬戸    |
| 熊野    |
| 水呑    |

| 小学校等名 |
|-------|
| 箕島    |
| 高島    |
| 大津野   |
| 坪生    |
| 春日    |
| 神村    |
| 本郷    |
| 松永    |
| 柳津    |
| 金江    |
| 藤江    |
| 伊勢丘   |
| 曙     |
| 新涯    |
| 多治米   |
| 旭丘    |
| 有磨    |
| 福相    |
| 山野    |
| 広瀬    |

| 小学校等名 |
|-------|
| 加茂    |
| 宜山    |
| 駅家    |
| 桜丘    |
| 緑丘    |
| 長浜    |
| 西深津   |
| 野々浜   |
| 幕山    |
| 久松台   |
| 山手    |
| 日吉台   |
| 川口東   |
| 駅家西   |
| 大谷台   |
| 明王台   |
| 内浦    |
| 内海    |
| 常金丸   |
| 網引    |

| 小学校等名 |
|-------|
| 新市    |
| 戸手    |
| 能登原   |
| 千年    |
| 常石    |
| 山南    |
| 神辺    |
| 竹尋    |
| 御野    |
| 湯田    |
| 中条    |
| 道上    |
| 遺芳丘   |
| 駅家北   |
| 鞆の浦学園 |

別記2（第3条第1項第3号関係）

請負設計金額1,000万円未満の工事の地域については、次表のとおりとする。

| 地域名 | 小学校区等名   |
|-----|--|
| A地域 | 駅家, 駅家西, 宜山, 有磨, 福相, 常金丸, 網引, 新市, 戸手, 駅家北                            |
| B地域 | 加茂, 広瀬, 山野, 神辺, 竹尋, 御野, 湯田, 中条, 道上                                   |
| C地域 | 神村, 本郷, 松永, 柳津, 金江, 藤江, 能登原, 千年, 常石, 山南, 内浦, 内海, 遺芳丘                 |
| D地域 | 泉, 山手, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 水呑, 高島, 明王台, 鞆の浦学園                           |
| E地域 | 手城, 深津, 引野, 蔵王, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 西深津, 野々浜, 日吉台, 幕山, 大谷台 |
| F地域 | 東, 西, 南, 霞, 川口, 樹徳, 旭, 光, 千田, 御幸, 箕島, 曙, 新涯, 多治米, 桜丘, 久松台, 川口東       |

別記3（第3条第1項第3号関係）

請負設計金額1,000万円以上3,500万円未満の工事の地域については、次表のとおりとする。

| 地域名  | 小学校区等名   |
|------|--|
| 第1地域 | 駅家, 駅家西, 宜山, 有磨, 福相, 常金丸, 網引, 新市, 戸手, 加茂, 広瀬, 山野, 神辺, 竹尋, 御野, 湯田, 中条, 道上, 駅家北  |
| 第2地域 | 神村, 本郷, 松永, 柳津, 金江, 藤江, 能登原, 千年, 常石, 山南, 内浦, 内海, 泉, 山手, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 水呑, 高島, 明王台, 遺芳丘, 鞆の浦学園                                     |
| 第3地域 | 手城, 深津, 引野, 蔵王, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 西深津, 野々浜, 日吉台, 幕山, 大谷台, 東, 西, 南, 霞, 川口, 樹徳, 旭, 光, 千田, 御幸, 箕島, 曙, 新涯, 多治米, 桜丘, 久松台, 川口東 |